相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市天竜区水窪町奥領家二五六四番地、最後の住所浜松市南区新橋町三五二番地の二　被相続人　亡　鈴木　千昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十六日

浜松市中区栄町二番地

相続財産管理人　石塚　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市下町一〇九番地、最後の住所愛知県小牧市間々本町二五〇番地オークハイツ二〇五号　被相続人　亡　中村　彬夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十六日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一八番二八号ＫＳビル六階　弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市字正明寺一八四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川村健次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十六日

京都府福知山市内記一丁目一〇番地の九九

相続財産管理人　盛岡登志夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市加古川町備後二四二番地、最後の住所兵庫県加古川市加古川町備後二四二番地　被相続人　亡　藤田　明義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十六日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地

相続財産管理人　天野　泰文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市大鳥町九番、最後の住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷四二一番地三サーパス時津第二　七〇四号　被相続人　亡　池田　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十六日

長崎市万才町六番一一号

相続財産管理人　弁護士　植木　博路

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整備のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年三月十六日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市中区翁町二―七―七

一、墳墓等の名称　宗教法人法國寺　関内陵苑

一、死亡者の本籍及び氏名　区画ＳＵ〇三―四二五　横浜市泉区和泉町二七一三番地の六　高橋忠克、区画ＳＵ〇二―二六七　横浜市南区万世町二丁目三八番地　山崎みち子、区画ＳＡ〇七―一三〇　東京都大田区蒲田三丁目二番地　末直人

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市中区翁町二―七―七　宗教法人法國寺　代表役員　池田真理雄

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年三月十六日

一、墳墓等所在地　京都市左京区西寺町通仁王門上る正往寺町四五七

一、墳墓等の名称　大蓮寺境内地墳墓

一、死亡者の本籍及び氏名　以下本籍不詳　①伊藤捨次郎　②谷口富造　③熊谷千代　④中田俊一　⑤慈光寺氏　四基

一、改葬を行おうとする者　京都市左京区西寺町通仁王門上る正往寺町四五七の一　大蓮寺代表役員　芳井　教哉

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十四年三月十六日

一、墳墓等所在地　大阪府大阪市住吉区住吉二丁目六番二三号

一、墳墓等の名称　一運寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　左海家、中嶋家、杉本家、桐谷家、阪口家、堀口家、木村家二件、阪井家三件、大田家、那須家二件、沼間家、小倉家、田見家、他不詳四件

一、改葬を行おうとする者　大阪府大阪市住吉区住吉二丁目六番二三号　宗教法人　一運寺　代表役員　山田　彰彦

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年３月16日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ゆたか企画　②山梨県知事(3)1934　③柿木富子　④山梨県笛吹市石和町松本１―７　⑤1000万円　⑥山梨県知事　⑦山梨県山梨市上栗原863　ゆたか企画　代表　柿木富子

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社エス・オー・プロモーション　東京都港区南青山五丁目四番三五号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年三月十六日

東京都港区南青山五丁目四番三五号

株式会社エス・オー・プロモーション

代表取締役　押阪　雅彦